

## 令和6年度事業計画の位置づけ

- 令和6年度からスタートする第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和6年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

## 「保険者機能強化アクションプラン（案）」及び「令和6年度熊本支部事業計画（案）」の構成（章立て項番はアクションプランより）

### 1. 基盤的保険者機能の盤石化

#### I. 健全な財政運営

企画総務G / 12ページ

#### II. 業務改革の実践と業務品質の向上

- ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底
- ② サービス水準の向上
- ③ 現金給付等の適正化の推進

業務G / 4ページ

#### ④ レセプト点検の精度向上

#### ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

レセプトG / 7ページ

#### III. ICT化の推進

企画総務G / 12ページ

### 3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

#### I. 人事・組織

#### II. 内部統制等

#### III. 広報基本方針・広報計画の策定

#### IV. システム整備

企画総務G / 12ページ

### 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

#### I. データ分析に基づく事業実施

- ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

企画総務G / 11ページ

#### II. 健康づくり

- ① 保健事業の一層の推進
- ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- ③ 特定保健指導実施率及び質の向上
- ④ 重症化予防対策の推進
- ⑤ コラボヘルスの推進

保健G / 9ページ

#### III. 医療費適正化

- ① 医療資源の適正使用
- ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信
- ③ インセンティブ制度の実施及び検証
- ④ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

企画総務G / 11ページ

# 協会けんぽ熊本支部の組織体制

## 熊本支部

職員(支部長1名、部長2名含む)	34名
契約職員	39名
保健師・管理栄養士	17名
	90名

令和5年12月1日現在

### 戦略的保険者機能

#### 企画総務部

##### 企画総務グループ

職員 7名  
契約職員 3名

##### 保健グループ

職員 8名  
(保健師2名含む)  
契約職員 5名

保健師 10名  
管理栄養士 5名

### 基盤的保険者機能

#### 業務部

##### 業務グループ

職員 10名  
契約職員 15名

##### レセプトグループ

職員 6名  
契約職員 16名

## グループの人員及び担当業務

### 業務グループ

グループ長 1名  
グループ長補佐 1名

窓口相談員 4名 電話相談員 2名

#### 【担当分野】基盤的保険者機能の盤石化

- 加入者へのサービス水準向上に資するための正確・迅速な給付業務の実現、そのための生産性の向上と職員の多能化。
- 不正受給対策などによる給付の適正化。

#### 現金給付①

主任 2名  
スタッフ 1名  
契約職員 2名

- 健康保険給付申請の審査、支払
  - ✓ 傷病手当金（病気や仕事外のけがで会社を休んだ時の休業補償）
  - ✓ 出産手当金
  - ✓ 出産育児一時金
  - ✓ 埋葬料

#### 現金給付②

主任 3名  
契約職員 4名

- 健康保険給付申請の審査、支払
  - ✓ 高額療養費（高額な窓口負担を支払った時の払い戻し）
  - ✓ 療養費（治療用装具、柔道整復師（整骨院、接骨院）施術等）

#### 任意継続・保険証の発行

主任 2名  
契約職員 3名

- 保険証の発行
- 退職後の健康保険（任意継続）申請の審査、発行
- 限度額適用認定証（医療費が高額になりそうなときに窓口負担を軽減）の発行

# 令和6年度 業務グループ事業計画（案）の概要

## 1-2. 業務改革の実践と業務品質の向上

- (1) 業務量の多寡や優先度に柔軟に対応する事務処理体制
- (2) 業務の標準化・効率化・簡素化と職員の意識改革の徹底

## 1-3. サービス水準の向上

- (1) サービススタンダード（受付～支給の標準期間：10日間）の遵守
- (2) 申請書等の郵送化率の向上
- (3) 受電体制の強化を含む相談業務の標準化
- (4) お客様満足度の向上

## 1-4. 現金給付等の適正化の推進

- (1) 傷病手当金と障害年金等との併給調整
- (2) 現金給付の審査の適正化
- (3) 海外出産育児一時金の適正化
- (4) 柔道整復施術療養費の適正化
- (5) 被扶養者資格の再確認の徹底

### KPIまとめ

項目	R8KPI 協会全体	R6KPI 熊本支部	R5KPI 熊本支部	R5達成状況
サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%	○：達成見込み
申請書郵送化率	前年度以上	前年度以上	96.0%	△：達成困難

### R5年度からの主な変更点

#### 1-3. サービス水準の向上

- (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする
- ↓
- (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を**対前年度**以上とする

#### 1-4. 現金給付等の適正化の推進

- (3) 海外出産育児一時金の適正化を追加
- (4) 柔道整復施術療養費の適正化  
R5年度KPI設定、R6年度はKPI削除（施術箇所3部位以上、かつ月15日以上  
の申請の割合）
- (4) 被扶養者資格の再確認の徹底  
R5年度KPI設定、R6年度はKPI削除（確認対象事業所からの確認書の提出率）

### R6年度のポイント・トピック等

#### 【サービス水準の向上】

・すべての申請書について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、サービススタンダード10日間を遵守する。

#### 【現金給付等の適正化の推進】

・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。  
 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回、過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会を実施するとともに、疑義が生じた施術所については面接確認委員会を実施する。  
 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施する。

## グループの人員及び担当業務

### レセプトグループ

グループ長 1名  
グループ長補佐 1名

#### 【担当分野】基盤的保険者機能の盤石化

医療費の適正化を目的とし、効果的なレセプト（診療報酬明細書）内容点検等の推進を図るとともに、返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進を図る。

### 資格・外傷点検チーム

主任 1名  
スタッフ 1名  
契約職員 2名

- レセプトの資格点検  
請求されたレセプトの資格について点検し、資格喪失（扶養解除）後に受診しているものや自己負担誤りのレセプトについて返還請求等の処理を行う。
- レセプトの外傷点検  
レセプトの傷病名に外傷（ケガ）がある場合、本人に負傷原因届を送付し、業務上または第三者が関与する事案であるかどうかを確認する。業務上であれば労災になるため返納等の処理、第三者が関与する事案である場合は求償処理を行う。

### 債権チーム

主任 1名  
スタッフ（専門職） 1名  
契約職員 1名

- 返納金債権の回収  
返納金債権の種類として、保険の資格がなくなった後に、医療機関を受診する「資格喪失後受診」が最も多い。その他、業務上の発生によるもの、傷病手当金と障害・老齢年金との調整によるものなどがある。未納者に対して文書及び電話催告を行い、保険者間調整または法的手続きを行う。
- 保険証の回収  
資格喪失（扶養解除）後、返納されていない保険証について、本人へ返納にかかる文書催告を行う。また、保険証の未返納が多い事業所に対して、資格喪失手続き時に保険証を添付するよう周知及び依頼を行う。

### 内容点検チーム

契約職員（レセプト点検員） 13名

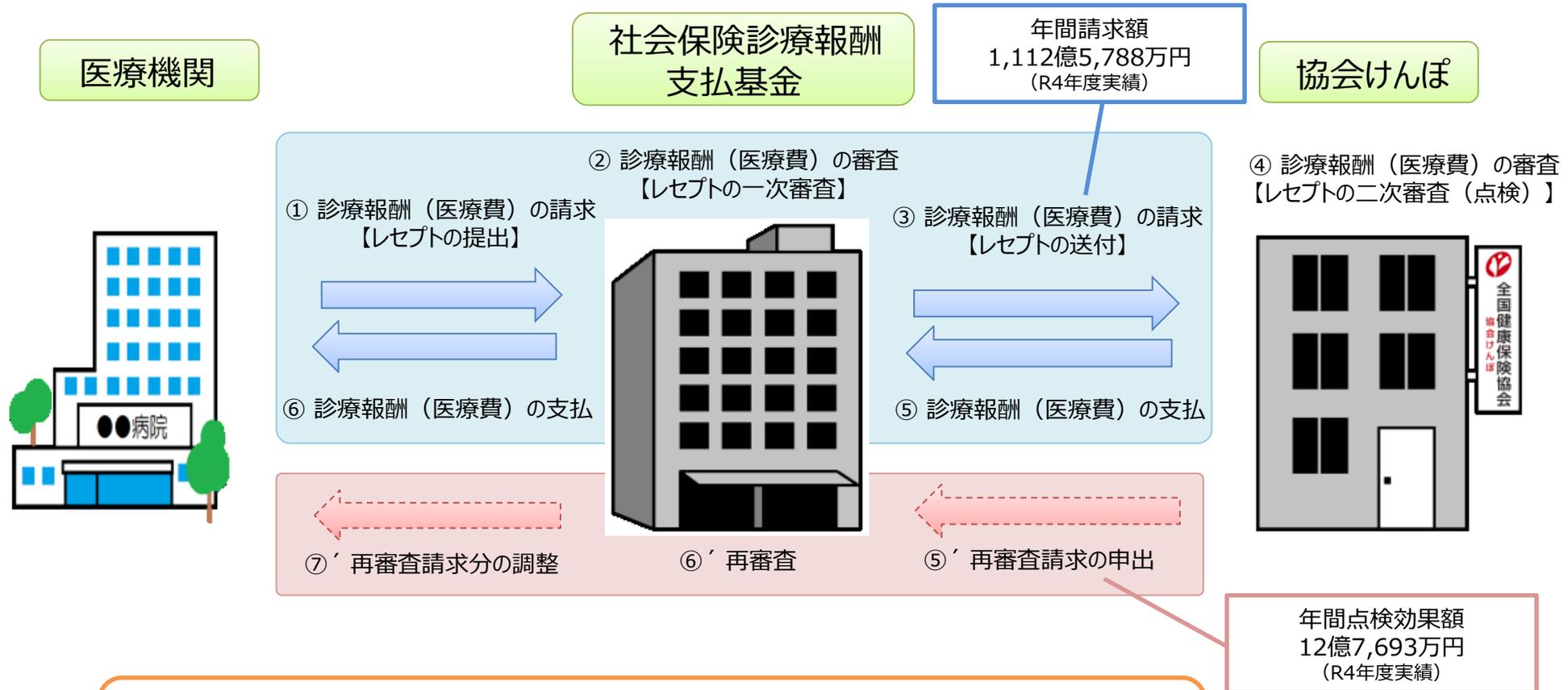
- レセプトの内容点検  
請求されたレセプトの診療内容について、レセプト点検員が診療報酬点数表に基づき、自動点検及び目視点検を行い、過剰あるいは不適正と判断されたレセプトについて支払基金に対して再審査請求を行う。

※「レセプト」については次ページ参照。

## レセプト（診療報酬明細書）の流れ

## ◆レセプトとは

保険医療機関（保険薬局）が1か月の医療費を点数にして、保険者に請求するための診療報酬明細書（1点あたり10円）。



## ◆社会保険診療報酬支払基金とは

保険医療機関等からの診療に係る医療費の請求（診療報酬明細書）が正しいか審査したうえで、保険者に医療費を請求し、保険者から支払われた医療費を保険医療機関等へ支払いを行う機関。

## 令和6年度 レセプトグループ事業計画（案）の概要

## 1-5. レセプト点検の精度向上

- (1) レセプト点検効果の向上  
「レセプト内容点検行動計画」に基づき、効果的なレセプト点検を行う。
- (2) システムによる自動点検の活用  
自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。
- (3) レセプト点検員のスキル向上  
研修会、基金協議を実施し、スキルの向上を図る。

## 1-6. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- (1) 債権の早期回収及び回収率の向上  
保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- (2) 保険証の早期回収及び回収率の向上  
保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。また、未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。

## KPIまとめ

項目	R8KPI 協会全体	R6KPI 熊本支部	R5KPI 熊本支部	R5達成状況
協会のレセプト点検査定率	前年度以上	前年度以上	0.376% (基金合算)	○：達成見込み
レセプト点検1件当たりの査定額	前年度以上	前年度以上	9,104円	○：達成見込み
返納金債権回収率	前年度以上	前年度以上	62.49%	△：達成困難
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	前年度以上	前年度以上	92.52%	△：達成困難

## R5年度からの主な変更点

## 1-5. レセプト点検の精度向上【KPI：①】

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする。



協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする。

（※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

## 1-6. 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化【KPI①】

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。



返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする。

## R6年度のポイント・トピック等

## 【レセプト点検の精度向上】

- ・昨年から引き続き、自動点検による効率的な点検及び高点数のレセプトに着目した効果的な点検の両輪でKPIの達成を目指す。
- ・支払基金との協議、他支部の高査定事例を活用し、点検員のさらなるスキルアップを図る。
- ・令和6年4月に診療報酬改定が行われることから、改定ポイントにかかる情報収集及び共有を行うことで、点検スキルの適正化を図る。

## 【債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化】

- ・オンライン資格確認が定着化され、さらに、令和6年秋に保険証が廃止となることから、資格喪失後受診にかかる返納金は減少する見込みであるが、KPIの変更に伴い、その他の返納金（現金給付金の返納、業務上による返納等）について、さらなる早期勧奨等による回収率の向上を図る。

## グループの人員及び担当業務

### 保健グループ

グループ長 1名  
 グループ長補佐 1名  
 専門職 1名

#### 【担当分野】戦略的保険者機能の一層の発揮

- ・健診（被保険者35歳～74歳、被扶養者40歳～74歳）
- ・特定保健指導（被保険者・被扶養者40歳～74歳のメタボリスク者）
- ・重症化予防（血圧・血糖・脂質の要治療域者の医療機関受診勧奨、慢性腎臓病対策）

### 健診チーム

主任 1名  
 スタッフ 1名  
 契約職員 2名

- 被保険者への生活習慣病予防健診
- 労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果取得
- 被扶養者への特定健診
- 被扶養者への特定保健指導

### 保健指導チーム

専門職 1名（再掲）  
 主任 2名  
 スタッフ 1名  
 保健師・管理栄養士 15名  
 契約職員 3名

- 被保険者への特定保健指導
  - ・支部職員（保健師・管理栄養士）による保健指導
  - ・委託先健診機関による保健指導（主に健診当日に実施）
  - ・委託先保健指導専門機関による保健指導
- その他の保健指導や健康相談
- 事業所とのコラボヘルス

### 重症化予防チーム

専門職 1名（再掲）  
 主任 1名（再掲）  
 （保健指導チームと兼務）

- 血圧・血糖・脂質の検査値が要治療領域の者への受診勧奨
- 慢性腎臓病、特に糖尿病性腎症に着目した重症化予防
- その他、健康づくりに関する各種事業（職場の喫煙対策など）

# 令和6年度 保健グループ事業計画（案）の概要

## 2-1. データ分析に基づく事業実施

(1) 医療費・健診データ等の分析結果の活用

## 2-2. 健康づくり

(1) 第4期保健事業実施計画に基づく取組

## 2-3. 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

(1) 生活習慣病予防健診は、自己負担軽減及び付加健診の対象年齢拡充等のメリットを活かした受診勧奨。

(2) 被扶養者特定健診は、協会主催集団健診や自治体とのがん検診同時実施等を拡大。

## 2-4. 特定保健指導の実施率及び質の向上

(1) 健診機関による健診当日の初回面談の推進。

(2) 第4期特定健康診査等実施計画を踏まえ、成果の見える特定保健指導に向けた質の向上。

(3) 実施率が低調な事業所等を選定した効果的な利用勧奨。

## 2-5. 重症化予防対策の推進

(1) 血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に。

(2) 慢性腎臓病（CKD）該当者等への受診勧奨。

(3) 事業所を通じた「職場の喫煙対策」事業。

ことば

「付加健診」とは？

- ・一般健診に加え、自己負担2,689円上限で受診できる、より詳細な検査。
- ・腹部エコー、肺機能、眼底、尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査・生化学的検査を含む。
- ・従来は、40歳・50歳の節目年齢のみ対象としていたが、来年度から40歳から5歳刻みで受診できるよう変更した。

## KPIまとめ

項目	R8KPI 協会全体	R6KPI 熊本支部	R5KPI 熊本支部	R5達成状況
生活習慣病 予防健診	64.8%	68.2%	66.5%	○：達成見込み
事業者健診	9.2%	10.7%	11.5%	○：達成見込み
被扶養者 特定健診	32.9%	29.5%	30%	△：達成困難
被保険者 特保	27.1%	39.5%	39.3%	○：達成見込み
被扶養者 特保	20.7%	26.0%	14.5%	○：達成見込み
重症化予防	前年度以上	前年度以上	13.1%	○：達成見込み

Point!

「CKD受診勧奨事業」・・・R元年度より熊本支部独自で実施。  
健診結果から「尿蛋白・eGFR値」を抽出→日本腎臓学会のCKD重症度分類にあてはめて、レッドゾーンである方を対象に、①ダイレクトメール送付、②協会保健師から電話や手紙、によりCKDの啓発や専門医への受診を促す事業。

## R5年度からの主な変更点

【生活習慣病予防健診（加入者ご本人向け健診）】

・2-3.(1)：付加健診の対象年齢を拡充。

【特定健診（被扶養者／ご家族向け健診）】

・2-3.(2)：協会主催の集団健診等を拡充。

【特定保健指導】

・2-4.(2)：国の第4期計画で「腹囲2cm・体重2kg減少」など成果の見える保健指導の実施が制度化。

・2-4.(3)：特定保健指導の実施率が低調な事業所への勧奨を行う。

【重症化予防】

・2-5.(2)：CKD受診勧奨の対象者を「服薬中の方」に対しても拡充。

・2-5.(3)：国立がん研究センター（NCC）と共同で、「職場の喫煙対策」プロジェクトを進める。

## R6年度のポイント・トピック等

・「より詳細な健診が節目の年齢で受診できること」をアピールし、一層の受診率向上を図る。

・協会主催の集団健診＝「くまもと健診」の開催日数を拡充するとともに、自治体主催のがん検診との同時実施の案内も推進。

・保健指導実施者のスキルアップによる「受診者に響く保健指導」を実施し、「改善率向上」を目指す。

・CKD：従来の「未治療者」に加え、「治療中（服薬中）であるが腎機能の低下が見られる者」にも対象を拡大していく。

・職場の喫煙対策：国立がん研究センターと(一財)くまもと禁煙推進フォーラムとタイアップし、事業所における「禁煙・分煙・啓発」等多角的な「喫煙対策」を実施。

## グループの人員及び担当業務

### 企画総務グループ

グループ長 1名  
グループ長補佐 1名

- 【担当分野】
1. 健全な財政運営に資するような情報、意見発信
  2. 1. を効果的に実施するための企画、関係先との調整
  3. 職員の労務管理、庶務、経理全般

### 企画チーム

主任 1名  
スタッフ 2名

- コラボヘルスの推進（健康経営）
- 広報関係
- 健康保険委員活動
- 医療費適正化
- 上手な医療のかかり方の普及・啓発
- 医療費・健診データの分析

### 総務チーム

主任 1名  
契約職員 2名

- 文書・郵便物管理
- 労務・安全衛生・福利厚生
- 職員の給与、教育・訓練

### 財務チーム

主任 1名  
契約職員 1名

- 調達・契約事務
- 経理事務
- 物品等の管理

# 令和6年度 企画総務グループ事業計画（案）の概要（1）

## 2-6. コラボヘルスの推進

- (1) 事業所カルテを活用した健康宣言事業所数の拡大と質の向上
- (2) 関係団体等と連携した健康づくり
- (3) 若年期から高齢期までの生涯を通じた健康増進のための情報発信
- (4) 産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス対策の推進

## 2-7. 医療費適正化

- (1) ジェネリック医薬品についての広報等
- (2) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等の加入者への周知・啓発
- (3) 上手な医療のかかり方の加入者への周知・啓発

## 2-8. 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- (1) 医療計画及び医療費適正化計画に係る積極的な意見発信
- (2) 地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用した効果的な意見発信

## 2-9. インセンティブ制度の実施

- (1) 加入者及び事業主への周知広報

## 2-10. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- (1) 加入者・事業主目線の分かりやすくアクセスしやすい広報
- (2) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報
- (3) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回す
- (4) 地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信
- (5) 健康保険委員の活動の活性化に向けた研修会や広報誌等を通じた情報提供

### KPIまとめ

項目	R8KPI 協会全体	R6KPI 熊本支部	R5KPI 熊本支部	R5達成状況
健康宣言 事業所数	11万 事業所	2,930 事業所	2,080 事業所	◎：達成済み
ジェネリック 医薬品	80%	前年度以上	84.0%	○：達成見込み
健康保険委員 カバー率	50%	64.7%	62.0%	◎：達成済み

### R5年度からの主な変更点

- ・2-6.(3)：情報発信対象として、40歳～74歳という特定健診や特定保健指導の対象年齢以外を明記。
- ・2-10.(1)(2)(3)：広報について「分かりやすさ」、「多様な媒体」、「地元メディアへの発信」等を明記。
- ・2-7.(2)：もともとあった「上手な医療のかかり方の周知啓発」の中から、「ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）への周知・啓発」を個別に明記。

### R6年度のポイント・トピック等

- ・本部主導全支部共通でLINEを使った広報を開始予定。
- ・従来からの地元新聞及び地元経済誌に加え、フリーペーパーを活用した広報を実施予定。健診のあとの「健康づくりサイクル」を分かりやすく伝えたい。
- ・もともと実施予定の「上手な医療のかかり方の勧奨DM送付」の中に、有害事象や効果が乏しいというエビデンスが指摘されている医療についての情報を盛り込む。

# 令和6年度 企画総務グループ事業計画（案）の概要（2）

## 1. 基盤的保険者機能の盤石化

### 1-1. 健全な財政運営

- (1) 支部評議会
- (2) 財政に係る意見発信
- (3) 会議等における意見発信

### 1-7. ICT化の推進

- (1) オンライン資格確認等システムの周知徹底
- (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

## 3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

### 3-1. 人事・組織

- (1) 人事制度の適正な運用
- (2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
- (3) 働き方改革の推進
- (4) 風通しのよい組織づくり

### 3-2. 内部統制等

- (1) 内部統制の強化
- (2) 個人情報保護の徹底
- (3) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
- (4) 災害等の対応
- (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

### KPIまとめ

項目	R8KPI 協会全体	R6KPI 熊本支部	R5KPI 熊本支部	R5達成状況
競争入札の 一者応札割合	15%以下	15%以下	20%以下	○：達成見込み

### R5年度からの主な変更点

- ・1-1.(3)：エビデンスを踏まえた積極的な意見発信  
⇔「2-7.医療費適正化」とも関連。

### R6年度のポイント・トピック等

- ・医療費・健診データの分析結果を県の会議等で積極的に発信する（例：令和4年度本部分析「バイオシミュレーション」「抗菌薬」など）